

第2次さいたま市 環境基本計画

さいたま市 地球温暖化対策実行計画

(区域施策編・事務事業編)



計画改定の背景

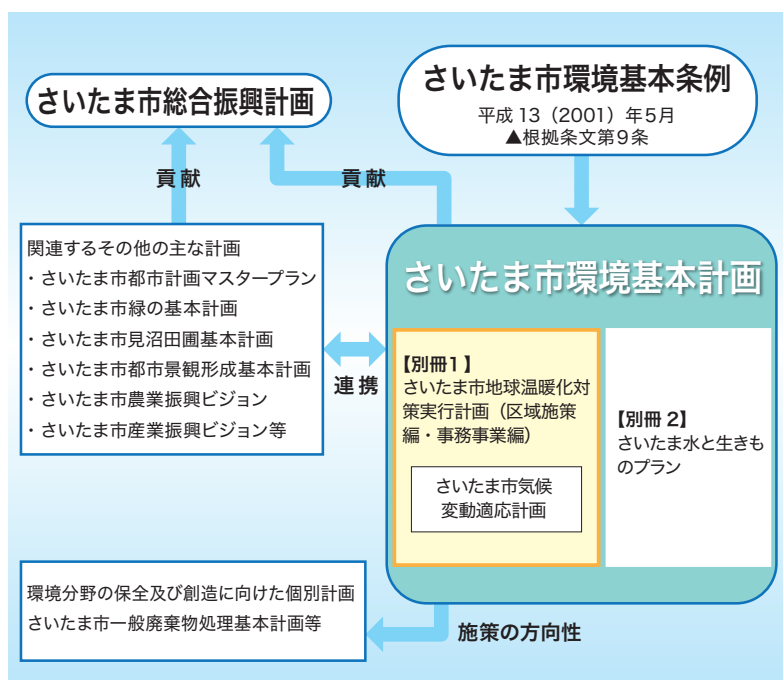


本市では、脱炭素社会の実現に向けて、令和3年3月に「さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の改定を行い、本市の2050年度の目指すべき姿(温室効果ガス排出実質ゼロ)と2030年度の目標及びその施策を位置付けました。

その後、令和3年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、国における2030年度温室効果ガス排出削減目標の上方修正や「地域脱炭素化促進事業」を推進する仕組みが創設されるなど、脱炭素を取り巻く情勢は大きく変化しています。

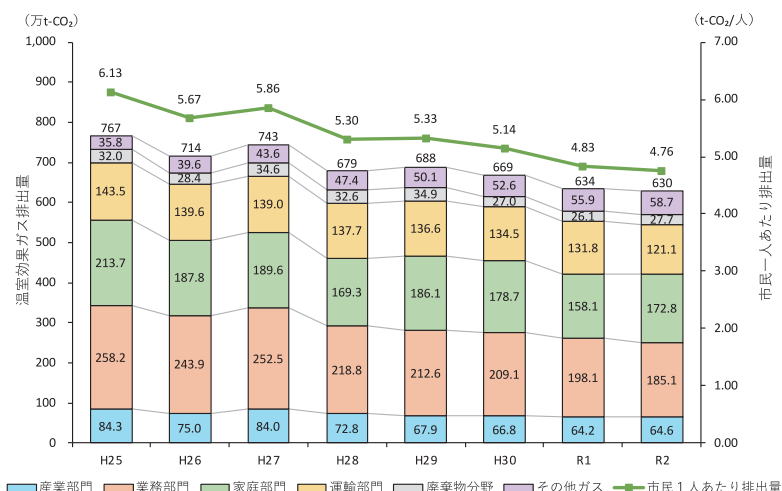
本計画は、こうした変化への対応を図り、これまでの計画の進捗状況と課題等を踏まえた新たな温室効果ガス排出削減目標と目標達成のための施策を定めるとともに、本市が実施する地球温暖化対策に関する施策・取組の詳細を示しています。

計画の位置づけ

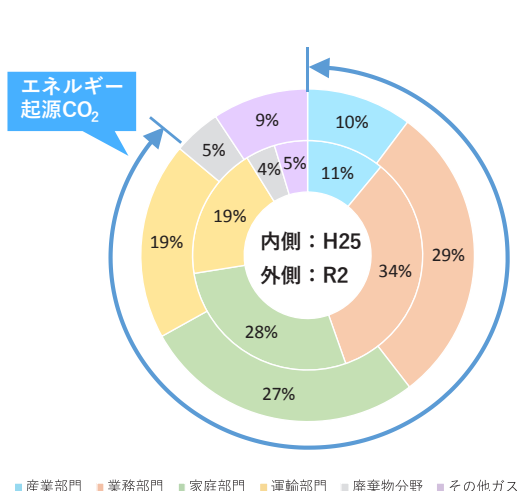


さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)は地球温暖化対策推進法第21条第3項に基づく計画です。本計画の改定にあたっては、これまで本市が取り組んできた「さいたま市ゼロカーボンシティ推進戦略」や「さいたま市気候変動適応計画」を内容し位置付けるとともに、さいたま市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を内包することで、包括的かつ計画的・効率的に推進します。

温室効果ガス排出量の現状



部門別温室効果ガス排出量の推移



部門別温室効果ガス排出量割合

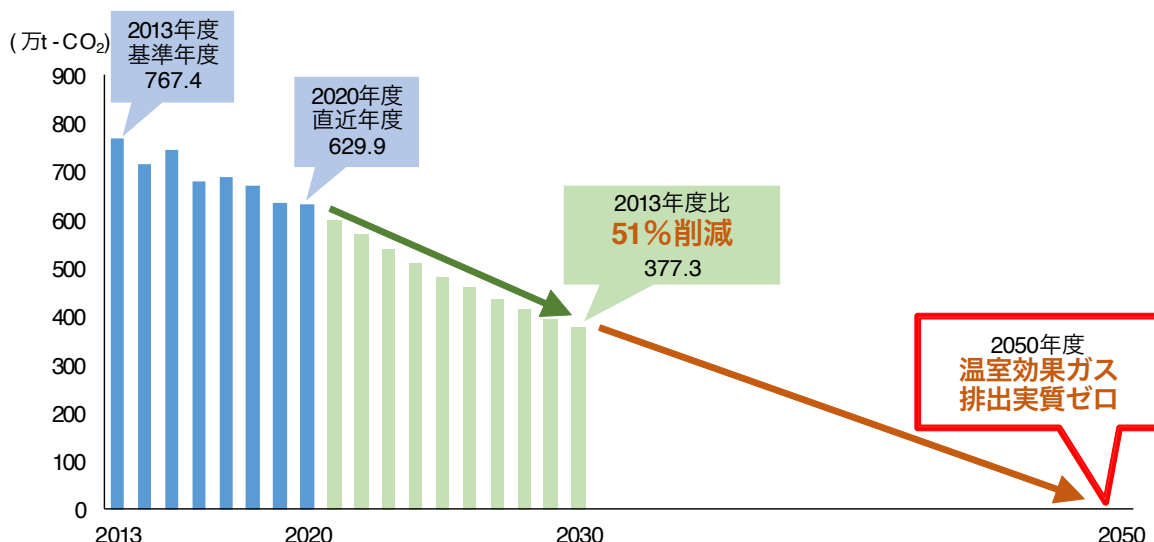
計画の目標



温室効果ガスの削減目標

本市の温室効果ガス削減目標は、推計結果や目指すべき将来像に基づくバックカスティングを踏まえ、2030年度までに2013年度比で51%と定め、国の「地球温暖化対策計画」に加え、本計画に定める施策を進めることで、温室効果ガス排出量の削減を図っていきます。2030年度以降は、本計画に基づく取組の継続・深化に加え、次世代技術の発展・定着や新たな社会システムの浸透、本市の追加対策等による取組の強化により、温室効果ガスの削減に取り組むほか、残る温室効果ガス排出量については、植林等の森林吸収カーボンリサイクル技術の実用化やカーボンオフセットの活用等により相殺していくことで、2050年度までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指します。

計画目標：2030年度までに温室効果ガスを2013年度比 **51%削減**
目指すべき将来像（将来目標）：**2050年度温室効果ガス排出実質ゼロ**



再生可能エネルギー等の導入目標

カーボンニュートラル燃料やカーボンニュートラルガスの普及を見込み、さらに導入ポテンシャルに対して再生可能エネルギー等を最大限活用していくことを踏まえて、再生可能エネルギー等の導入目標を設定します。

市域の2030年度再生可能エネルギー等の導入量2013年度比
1.9倍（7,971TJ以上）

目標達成に向けた施策・取組について

脱炭素社会を実現するため、市民、事業者、行政の各主体が相互に連携・協働し、各種施策を推進します。具体的な施策・取組については、本編をご確認ください。

さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)本編はこちらから⇒





促進区域の設定における目的

本市では、地域の再生可能エネルギーの最大限導入を促進するために、促進区域を設定します。促進区域の設定により地域脱炭素化促進事業制度を活用した円滑な合意形成を図り、適正に環境に配慮し、地域のメリットにもつながる、地域と共生する再生可能エネルギー事業の導入促進を目的とします。

促進区域の設定に関する基準

国や埼玉県の基準に基づいて、除外すべき区域・考慮すべき区域を除いて促進区域を設定します。埼玉県が定めた除外すべき区域・考慮すべき区域は以下のとおりです。

埼玉県が定める除外すべき区域	砂防指定地、地すべり防止区域、土砂災害警戒区域、保安林、生息地等保護区、希少野生動植物保護区、特別緑地保全地区、近郊緑地保全区域、近郊緑地特別保全地区、河川区域、河川保全区域、河川予定地、風致地区など
埼玉県が定める考慮すべき区域	農用地区域内の農地、甲種農地、第1種農地、農用地区域

地域脱炭素化促進施設の種類の規模

本市で促進する再エネの種類については、本市の再エネポテンシャルを踏まえ、太陽光発電を対象とし、促進区域及び事業の状況に応じて適切な規模とすることとします。

地域脱炭素化のための取組

施設整備を通じて得られたエネルギー等を活用することで、市内の温室効果ガスの排出削減等を行っていくために、地域脱炭素化促進施設から得られた電気を市内の住民・事業者に供給することとします。

地域脱炭素化促進事業の目標

2013年度比の1.9倍である7,971TJ以上に資するものとします。

さいたま市の促進区域

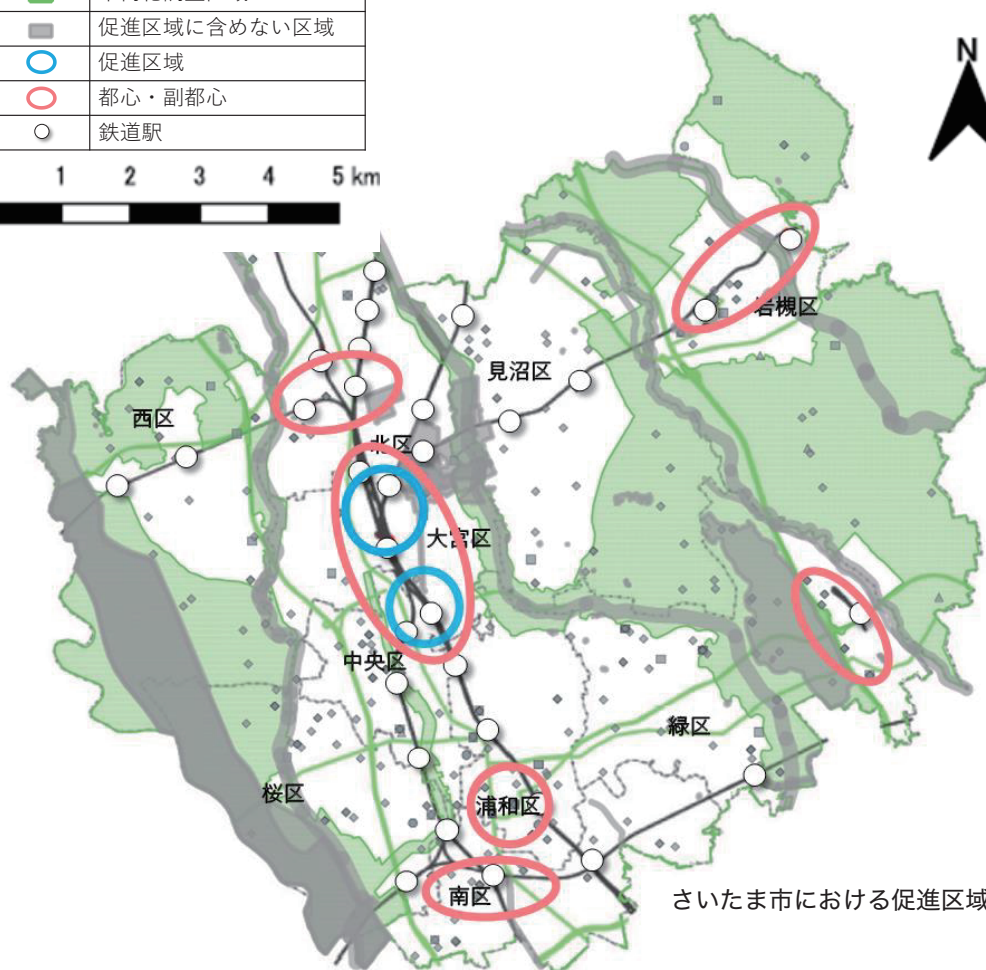
大宮GCSプラン及びさいたま新都心将来ビジョンでは脱炭素社会に向けて、再生可能エネルギーの積極的な導入を進めていくこととしています。そのため、さいたま市では、まちづくりの方向性と合致する大宮・さいたま新都心を中心に促進区域を設定し、促進区域や脱炭素先行地域エリアから都心・副都心を中心に全市に再生可能エネルギーの導入の波及を目指していきます。また、事業者による提案を受けた個々のプロジェクトの予定地に関しては、個別に区域として設定することを含めて検討します。

なお、環境保全の考え方として生物多様性国家戦略2023-2030を踏まえ、温室効果ガス削減と生物多様性の保全の2つの持続可能性の目標を相反させることがないよう、市街化調整区域については、本市の緑の基本計画等との整合も踏まえ、生物多様性の観点から慎重に再生可能エネルギーの導入を検討すべきであることから、促進区域としないものとします。また、住宅などは特に各種法令手続きのワンストップ化の恩恵を受けないため、県基準等を踏まえた「促進区域に含めない区域」とあわせて促進区域としないものとします。

さいたま市の促進区域の全体像

	市街化調整区域
	促進区域に含めない区域
	促進区域
	都心・副都心
	鉄道駅

0 1 2 3 4 5 km



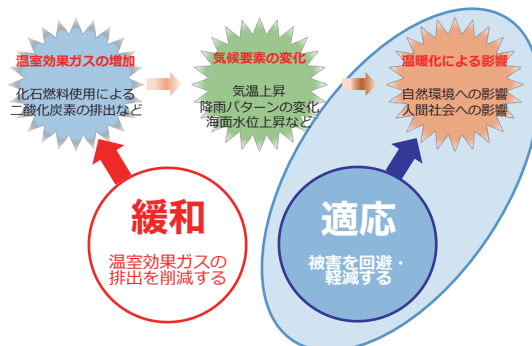
さいたま市における促進区域全体イメージ

促進区域の運用について

本計画の改定では、促進区域に関する基本方針を定めることとし、詳細な内容については、今後環境審議会への報告等、学識経験者などから意見を聞くとともに、市民周知等を実施し、令和6(2024)年度下半期以降の運用開始を目指してまいります。

さいたま市気候変動適応計画

市内で発生している気候変動による影響の実態把握を継続的に行い、各種計画と連携を図りながら、気候変動に適応した適切な対応を進めていきます。また、気候変動適応センターを通じ、具体的な適応策の検討や実施に取り組むとともに、市民や事業者等に対して身の回りのできる対策を呼びかける等の情報発信を行っていきます。



気候変動と緩和策・適応策の関係



事務事業編の目的

本計画は、地球温暖化対策推進法第21条に基づき、地域の温室効果ガスの実質的な排出削減に積極的に寄与するため、市自らの事務事業における温室効果ガスの排出削減に向けて更に取り組む推進することを目的に策定するものです。

市役所は行政機関として様々な事務事業を行う行政の主体としての役割の他、市内でも大規模な温室効果ガス排出事業者としての性格を併せ持っていることから、市自らが市内の事業者の一員として、率先して温室効果ガスの削減に取り組むことが重要です。市が率先して実行することにより、市民や事業者にも地球温暖化対策に向けた自主的かつ積極的な取組を求めています。

事務事業編の対象範囲

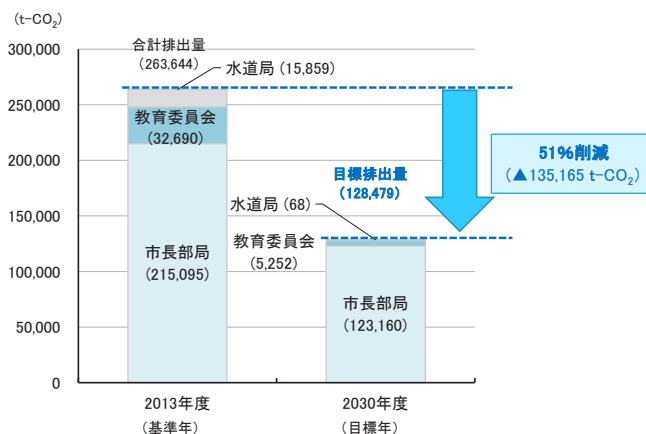
本計画の対象範囲は、市が行うすべての事務事業とし、出先機関を含めたすべての組織及び施設を対象とします。また、廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出についても対象とします。

- ◆市の庁舎、市の所有する施設(指定管理者制度の施設を含む)、市が借り受けている施設等で、市の組織が使用しているもの(当該施設のうち、市の組織の専有部分に限る。)を対象とします。
- ◆市の温室効果ガスの削減等に関する取組への協力を要請します。
 - ・市所有の庁舎、施設等に常駐する事業者及び各種団体
 - ・市の公共工事を請け負う事業者
 - ・市からの補助金等の交付を受けて実施するイベント等の主催者

事務事業編の目標

【温室効果ガス総排出量の削減目標】

2030年度までに
温室効果ガス総排出量を
2013年度比で**51%以上削減**



令和12(2030)年度温室効果ガス排出量削減目標

【エネルギー起源CO2の削減目標】

2030年度までに
二酸化炭素排出量を
2013年度比で**80%以上削減**

区 分		エネルギー起源CO2
市役所全体		80%削減
事業者別	市長部局	72%削減
	教育委員会	84%削減
	水道局	100%削減

令和12(2030)年度エネルギー起源CO2排出量削減目標基準年度比

目標のに向けた取組

市の事務事業への影響が大きい以下の施策を事務事業編における重点推進施策として設定し、取組を進めていきます。

重点推進施策
① 市役所業務における省エネルギーの取組推進
② 公共施設の省エネルギー化の推進
③ 市有施設における再生可能エネルギー等の利用の推進
④ エネルギーの地産地消の推進
⑤ 廃棄物の循環利用の推進及び計画的な施設の整備・更新

目標に向けた新たな取組

再エネ導入の促進

太陽光発電設備の設置については、引続き実施していくとともに、再生可能エネルギー由来の電力（再エネ電力）の調達を進めていく。

省エネ化の促進

公共施設の省エネ化を促進するため、公共施設の整備方針を見直し、省エネ設備の導入を組織的かつ計画的に進めていく。

「電力使用に伴うCO₂排出実質0」を目指す

改定の全体像

事務事業編

再エネ電力調達方針

2030年度までに公共施設の60%以上の電力を再エネ化するための全庁的な調達方針を新たに策定



「電力使用に伴うCO₂排出実質0」を実現



環境配慮型公共施設整備方針

公共施設の省エネ化を促進するため、新施設等の事前協議制度や既存施設への省エネ診断の実施について新たに規定

2030年度事務事業編
削減目標

CO₂排出量
2013年度比
51%
削減達成

区域施策編

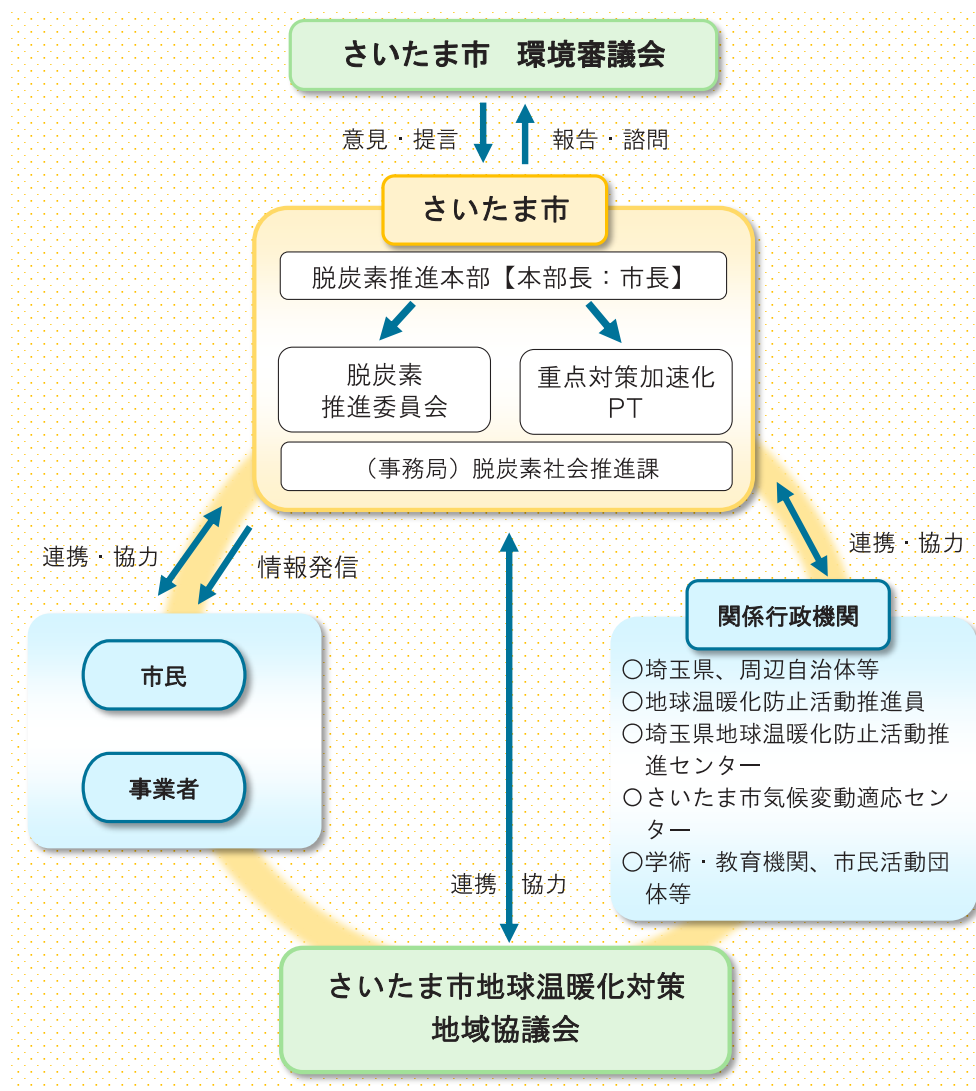
一般廃棄物処理基本計画との連携により、ごみの削減やプラスチックの分別等の取組を促進

事務事業編の削減に寄与



推進体制

本計画は、市民、事業者、学校、行政をはじめとする、本市に集うすべての人による取組のもとで推進するものです。計画の着実かつ効果的な推進に向け、下図に示すような計画推進体制を整備し、市民や事業者の取組の促進や計画の進行管理を行います。



進行管理

本計画の進行管理は、市民、事業者、学校、行政等すべての主体のパートナーシップによって行います。PDCAサイクルに基づく点検・評価や見直しを行い、計画の改善を図ります。PDCAサイクルは、計画の進行管理に係る全期間と、事業の進行管理に係る毎年度の2種類を運用します。

策定 令和6（2024）年3月
編集 さいたま市環境局環境共生部脱炭素社会推進課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
TEL：048-829-1324／FAX：048-829-1991